

新規就農支援制度の概要

月形町では、新たに農業を始める新規就農者に対して、奨励金や補助金、無利子融資制度等の条例を定め、様々な角度から支援しています。また、研修期間中は、受入指導農家のサポートがあり、一定水準の栽培技術を研修期間中に取得できるので、安心して就農することができます。

ぜひ、月形町で新たに農業にチャレンジしてみませんか。

■月形町新規就農者等招致促進条例

月形町新規就農者等招致促進条例では、次の支援が受けられます。

新規就農 実習者	奨励金	◆生産技術及び経営方法の研修費用として20万円以内の額（実習中3年以内に1回交付）
新規就農者	奨励金	◆農地1年分の賃借料に相当する額又は50万円を越えない額（農地の利用権を設定し就農した場合）
	補助金	◆農業用施設・機械の取得価格の50%以内又は300万円を越えない額（就農3年以内） ◆住宅の新築、購入住宅及び住宅の増改築の費用の50%以内又は150万円を越えない額（就農予定1年前～就農5年以内）

■月形町新規就農者経営開始資金貸付基金条例

新規就農者に経営開始の際に必要な資金を無利子で融資するもので、最高で町500万円、農協500万円の合計1,000万円を貸付けします。

貸付対象…農地、農業施設・機械、家畜

貸付条件…貸付の利率→無利子

貸付期間→10年以内（握置3年以内）

償還方法→元金均等年賦償還

延滞利息→延滞元金につき日歩3銭

保証人→連帯保証人2名

